



# 2026年度改正省エネ法 太陽光の設置可能面積の報告義務

2026年2月25日

office SOTO 山下 幸恵



## office SOTO 山下 幸恵

大手電力グループを経て、新電力でデマンドレスポンスやエネルギーソリューションに従事。自治体、大手商社と協力して地域新電力を立ち上げ。

2019年より独立して office SOTOを創業。エネルギーに関する国内外のトピックスについて複数のメディアで執筆するほか、電力ビジネスや省エネに関するセミナーも行う。自治体向け電力調達のコンサルティングや企業のサクニカル・デューデリジェンスなども実施。

- 省エネ・脱炭素エキスパート認定(家庭分野)
- 有明エナジー株式会社 取締役(脱炭素先行地域)
- 対馬市SDGsアドバイザーボード委員

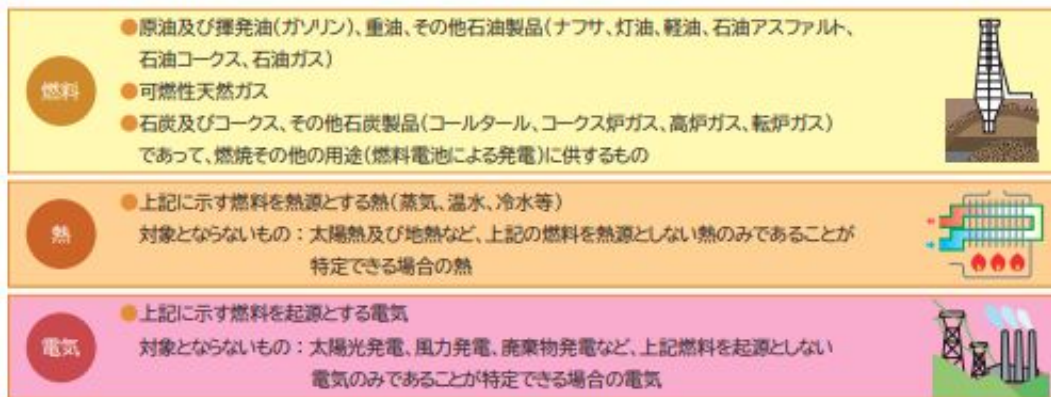
これまでの常識や思い込みも、枠の「外」に立った自由な発想で考えると解決策が見えてくるはず。そんな姿勢で日本のエネルギーが抱える課題と向き合います。

---

# 省エネ法とは

# 省エネ法とは

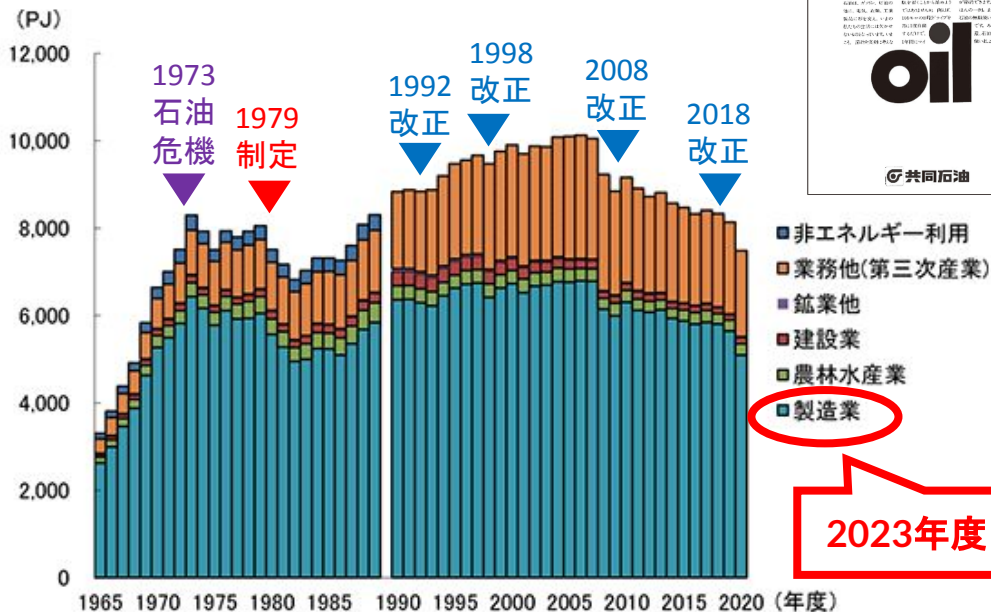
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（1979年～）
- 工場、輸送、建築物、機械器具などのエネルギー使用の合理化
- 電気の需要の平準化
- 「エネルギー」= 化石燃料



(出典：資源エネルギー庁「省エネ法対応 工場の省エネ推進の手引き」)

# 石油ショックをきっかけに制定

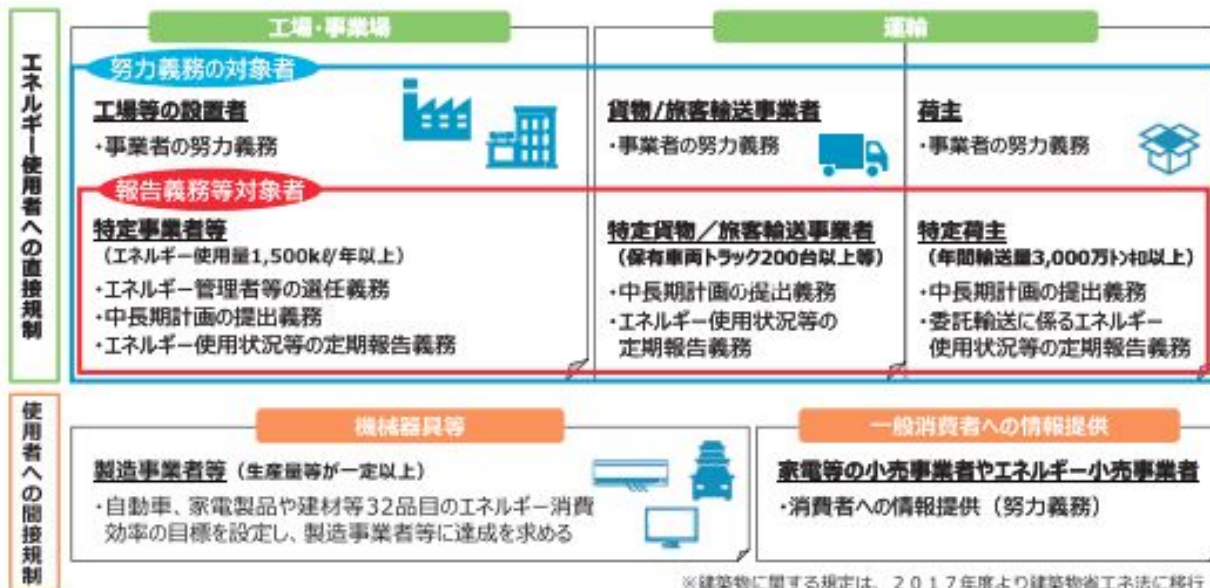
- エネルギー消費シェア最大の製造業から始まる



(出典: 資源エネルギー庁「エネルギー白書2022」一部加筆、「エネルギー白書2018」)

# 省エネ法の規制対象分野

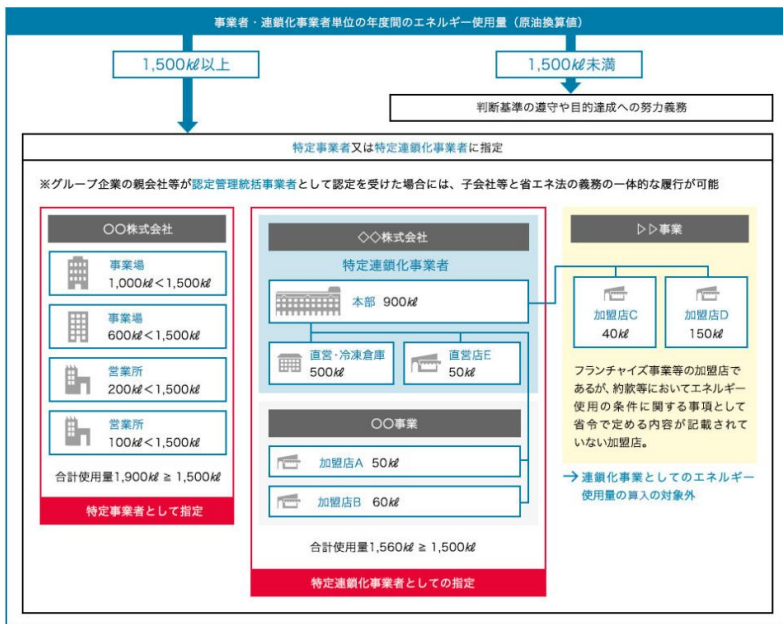
- 直接の規制対象は主に**工場・事業場**、**運輸分野**



(出典: 資源エネルギー庁「省エネ法対応 工場の省エネ推進の手引き」)

# 特定事業者とは

- 事業者全体のエネルギー使用量が原油換算で年間1500kL以上



## 事業者全体

支店、支社、営業所、製造拠点などで使用するエネルギーすべてを合計したもの。一部のフランチャイズも含む

(出典: 資源エネルギー庁 省エネポータルサイト)

# 特定事業者等は全国に約 1.2万社



上位10位の都道府県

東京都	2,690
大阪府	940
愛知県	821
神奈川県	485
兵庫県	420
静岡県	403
北海道	397
福岡県	372
埼玉県	361
千葉県	299

※2025年7月時点

(出典: [www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/004](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004)より筆者作成)

# 特定事業者の義務

## ● 毎年のエネルギー消費原単位の低減など

### 事業者の義務

- エネルギー管理統括者・企画推進者の選任
- 原則毎年の定期報告書、中長期計画書の提出、等

### 事業者の目標

- 年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減、等

### 行政によるチェック

- 指導、助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応
- 指示に従わない場合、社名の公表・命令

### エネルギー消費原単位

エネルギー使用量を「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(※)」で割ったもの

※業種や企業の特徴に応じて、生産数量、売上高、建物床面積、入場者数などを設定

(出典: 資源エネルギー庁「省エネ法の概要」)

# エネルギー指定管理工場等とは

- **工場、事業場**単体でのエネルギー使用量が原油換算1500kL以上の場合
- 3000kL以上: 第一種、3000kL未満: 第二種
- エネルギー管理者／管理員の選任、指定表の提出などの義務



(出典: 資源エネルギー庁 省エネポータルサイト)

# 事業者クラス分け評価制度

- 「S・A・B・C」でクラス分け評価
- Sクラスを2年連続で取ると、中長期計画書の提出頻度が低減
- Bクラスには報告徴収・立入検査など、Cクラスには指導など

<b>Sクラス</b> 省エネが優良な事業者	<b>Aクラス</b> 一般的な事業者	<b>Bクラス</b> 省エネが停滞している事業者	
<p>【水準】</p> <p>① <u>努力目標達成</u> ※1 または、 ② <u>ベンチマーク目標達成</u> ※2</p> <p>【対応】</p> <p>優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。</p>	<p>【水準】</p> <p>Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者</p> <p>【対応】</p> <p>特段なし。</p>	<p>【水準】 ※1</p> <p>① <u>努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加</u> または、 ② <u>5年度間平均原単位が5%超増加</u></p> <p>【対応】</p> <p><u>注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。</u></p>	<p><b>Cクラス</b> 注意を要する事業者</p> <p>【水準】</p> <p>Bクラスの事業者の中で特に<u>判断基準遵守状況が不十分</u></p> <p>【対応】</p> <p><u>省エネ法第6条に基づく指導を実施。</u></p>

(出典: 資源エネルギー庁「省エネ法の概要」)

# PVプランナー協会サイトからのアクセス方法

重要情報ピックアップ

改正省エネ法

特定事業者名簿

The screenshot shows the homepage of the Japan PV Planner Association. At the top, there is a navigation bar with links for '協会について', '協会の活動', 'セミナー', '活動報告', '正会員・新会員', and 'お問い合わせ'. Below the navigation bar is a main banner with the headline '『太陽光発電の健全な市場発展』に向けて人材を育成'. On the left side, there is a 'お知らせ' (Notice) section with several news items. On the right side, there are several icons for 'SDGs 達成へのコミットメント', '太陽光発電の健全な市場発展 協会企業一覧', 'セミナー開催', and '重要情報ピックアップ'. The '重要情報ピックアップ' button is circled in red.

## 省エネ改正法：非化石エネルギー導入計画の義務化の検討資料

2022年12月27日

省エネ改正法：非化石エネルギーの導入拡大のための非化石エネルギーの導入計画策定・定期報告の義務化が始まります（4）

2022年12月08日

省エネ改正法：非化石エネルギーの導入拡大のための非化石エネルギーの導入計画策定・定期報告の義務化が始まります（3）

## 省エネ改正法：非化石エネルギーの導入拡大のための非化石エネルギーの導入計画策定・定期報告の義務化が始まります（4）

・改正省エネ法により、エネルギー消費の高い特定事業者（12,000社程）における非化石エネルギー（主に再エネになるかと）の導入拡大のため、転換目標中長期計画策定と定期報告が義務化されたことで2023年4月に向け第4回改正省エネワーキングが開催されました

・添付資料の第4回ワーキング資料のP2に主要5業種における転換目標が示されています（例：自動車製造業 2030年度における、使用電気全体に占める非化石電気の割合を59%とする等）

・またP3～9には個別に詳細が示されています

・P12では全業種における非化石エネルギー転換の目標（太陽光発電が記載されています）と報告フローが書かれています

※1月27日（金）中国・四国地区会WEBセミナーにて解説する予定です

📄 第4回ワーキング資料（PDF）

📄 非化石エネルギー導入中長期計画書の様式イメージ（案）

📄 非化石エネルギー導入定期報告書イメージ（案）

📄 特定事業者名簿 2022年7月時点(Excel)

（出典：PVプランナー協会）

---

# 2026年度改正： 太陽光設置可能面積の報告 義務化

# 「太陽光の導入」計画企業が最多

- 中長期計画での非化石エネルギーの転換策に、「太陽光発電の導入」と答えた割合が最多の3割超

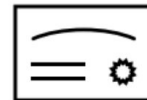
中長期計画書において非化石エネルギー転換に向けて計画されている数が多い取組



太陽光発電の導入  
(3割超)



非化石比率の高い電気メニューの選択  
(2割超)



非化石証書の購入  
(数%)

その他、水素やアンモニアなどの非化石燃料の利用拡大、各種再生可能エネルギーの利用といった取組が計画されている

(出典

: [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/kojo\\_handan/pdf/2025\\_001\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kojo_handan/pdf/2025_001_04.pdf))

# 屋根設置太陽光の導入促進策

- 中長期計画で屋根設置太陽光の定性的な目標の提出を義務付け（2026年度提出分～）
- 定期報告で太陽光を設置可能な屋根面積・設置予定の面積や出力の報告を義務化（2027年度提出分～）

## 中長期計画

- 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者※を対象に、屋根設置太陽光発電設備の設置に関する定性的な目標（例：新たに屋根設置太陽光発電設備を設置する時期の目的）の提出を求める。（2026年度提出分～）

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象

## 定期報告

- 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者※を対象に、工場等における屋根設置太陽光発電設備を設置できる屋根面積（耐震基準・積載荷重・他法令の定めによって設置を認められない場所等を踏まえた面積）、そのうち既に設備を設置済みび設置予定の面積・出力等の報告を求める。（2027年度提出分～）

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象

（出典：[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/pdf/049\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/pdf/049_01_00.pdf)）

# 中長期計画書での報告内容

- エネルギー使用合理化の目標達成のための中長期(3～5年)的な計画
- 毎年度7月末日までに提出
- 「**定性的な目標**」なのでかなりざっくり

## <定性的な目標例>

- 中長期計画書において、**定性的な目標を記載**

### 【中長期計画書】屋根設置太陽光発電設備の設置に関する定性的な目標

- 例) 屋根設置太陽光発電設備の設置が合理的であると判断するに当たって満たすべき屋根の条件を満たす全ての屋根について、2030年度までに屋根設置太陽光発電設備を設置する
- 例) 新たに建築及び改築する全ての建築物について、屋根設置太陽光発電設備を設置する

(出典

: [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/kojo\\_handan/pdf/2025\\_001\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kojo_handan/pdf/2025_001_04.pdf))

# 定期報告書での報告内容

対象：1建屋あたりの屋根面積 1,000㎡以上

- 屋根面積
- 耐震基準
- 積載荷重(ペロブスカイト／薄型／通常)
- そのうち既に太陽光が設置されている面積

太陽光の設置が合理的な屋根の条件を設定

- 屋根面積
- 積載荷重
- そのうち太陽光を設置済みの屋根面積、出力
- 設置予定の屋根面積、出力、予定年度
- 築年数
- 屋根形状その他条件

(出典

: [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/kojo\\_handan/pdf/2025\\_001\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kojo_handan/pdf/2025_001_04.pdf)  
office SOTO | Yukie Yamashita

# 定期報告の報告イメージ①

【特定表／認定表／指定表】屋根設置太陽光発電設備が設置されている屋根及び設置できる屋根の面積

耐震基準 及び積載荷重		1 建屋あたりの 屋根面積			
		1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上	
<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代型太陽電池の設置可能性が高い領域</li> <li>次世代型太陽電池や軽量シリコンの設置可能性が高い領域</li> </ul>	新耐震基準の建築物又は、旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格建築物を除く）	0kg/㎡～3kg/㎡	ペロブスカイト	3,000㎡	6,000㎡
	3kg/㎡～6kg/㎡	薄型タイプ	【上段】設置済み面積 【下段】設置済み面積 + 設置できる面積	3,000㎡	6,000㎡
	6kg/㎡～10kg/㎡				
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のシリコン太陽電池の設置可能性が高い領域</li> </ul>	10kg/㎡～	通常タイプ		0㎡	6,000㎡
	不明			12,000㎡	6,000㎡
<ul style="list-style-type: none"> <li>構造計算書の破棄・紛失、積載荷重の記載がない場合</li> </ul>	小計			3,000㎡	12,000㎡
	旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物			15,000㎡	12,000㎡
<ul style="list-style-type: none"> <li>設置に当たって耐震性を確認することが望ましい建屋</li> </ul>	合計			3,000㎡	12,000㎡
				15,000㎡	12,000㎡

(出典

: [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/kojo\\_handan/pdf/2025\\_001\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kojo_handan/pdf/2025_001_04.pdf))

# 定期報告の報告イメージ②

## 定期報告書の様式（案）②

- 各閾値については、工場やエリアごとに異なる条件を採用する場合に対応した記載も可能とする。  
例) 1000m<sup>2</sup>～2000m<sup>2</sup>以上  
(工場ごとに左記範囲内で閾値を設定)

【特定表／認定表】屋根設置太陽発電設備の設置が技術的かつ経済的に合理的であると判断するに当たって満たすべき屋根の条件

- 自社で実際に太陽光の屋根設置を検討する際の条件等を参考に閾値等を記入

屋根面積	2000m <sup>2</sup> 以上	積載荷重	□kg/m <sup>2</sup> 以上（実測）
築年数	50年未満	屋根形状	折板屋根（スレート除く）
その他（業界／エリア特有）	例) 鉄鋼業：粉塵が発生する製鉄所エリアは除く 例) 今後○年以内に撤去予定の建屋を除く 例) 旧耐震基準の建屋で耐震工事をやっていない建屋は除く		

備考 屋根設置太陽発電設備の設置が技術的かつ経済的に合理的であると判断するに当たって満たすべき屋根の条件について、該当する欄に記入すること。

各社の試算条件をもとに設定される

【特定表／認定表】屋根設置太陽発電設備の設置が技術的かつ経済的に合理的であると判断するに当たって満たすべき屋根の条件を満たす屋根の面積

- 条件に該当する建屋について太陽光の設置状況を各項目に記入

- 【上段】設置面積
- 【下段】発電設備の定格出力

屋根設置太陽発電設備の設置が技術的かつ経済的に可能な範囲内で合理的であると判断するに当たって満たすべき屋根の条件を満たす屋根	18,000m <sup>2</sup>		
うち設置済み・設置予定	設置済み	面積	6,000m <sup>2</sup>
		出力	○○kW
	××年度設置予定	面積	2,000m <sup>2</sup>
		出力	○○kW
	××年度設置予定	面積	3,000m <sup>2</sup>
		出力	○○kW

備考 1 「屋根設置太陽発電設備の設置が技術的かつ経済的に合理的であると判断するに当たって満たすべき屋根の条件を満たす屋根」の欄には、条件を満たす屋根の面積を記入すること。そのうち、屋根設置太陽発電設備を設置予定の場合は、設置予定の年度を記入すること。  
2 設置予定の年度が三以上になる場合には、表の追加を行うこと。  
3 「出力」の欄には、屋根設置太陽発電設備の定格出力を記入すること。

条件及び条件を満たす屋根については、各社の取組のアピールに繋がるため、省エネ法定期報告情報の開示制度において、選択開示項目とする

（出典

: [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/kojo\\_handan/pdf/2025\\_001\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kojo_handan/pdf/2025_001_04.pdf)

16

# 報告義務化の次のステップは？

定期報告書で求められている内容は、ほぼ屋根設置太陽光の見積もり”



報告義務化の次ステップとして、“設置義務化”？



全国1.2万社の自家消費／オンサイトPPAニーズ

---

# 改正省エネ法のおさらい

# 2023年度省エネ法改正のポイント

## 1.「エネルギー」の定義の見直し

- 従来の化石燃料に加え、水素やアンモニアなどの非化石燃料も「エネルギー」に含める

## 2.非化石エネルギー転換目標の設定を義務化

- 全業種の特定事業者に対して、非化石エネルギー転換目標の設定を義務化

## 3.電気需要の「最適化」に関する措置

- 従来の需要の「平準化」という考え方を「最適化」にシフト
- デマンドレスポンスの実施回数などを評価に組み込む

# 「エネルギー」=化石 +非化石

- 従来の化石燃料に加え、水素やアンモニアなどの非化石燃料も「エネルギー」に含めて合理化を目指す

## ■化石燃料

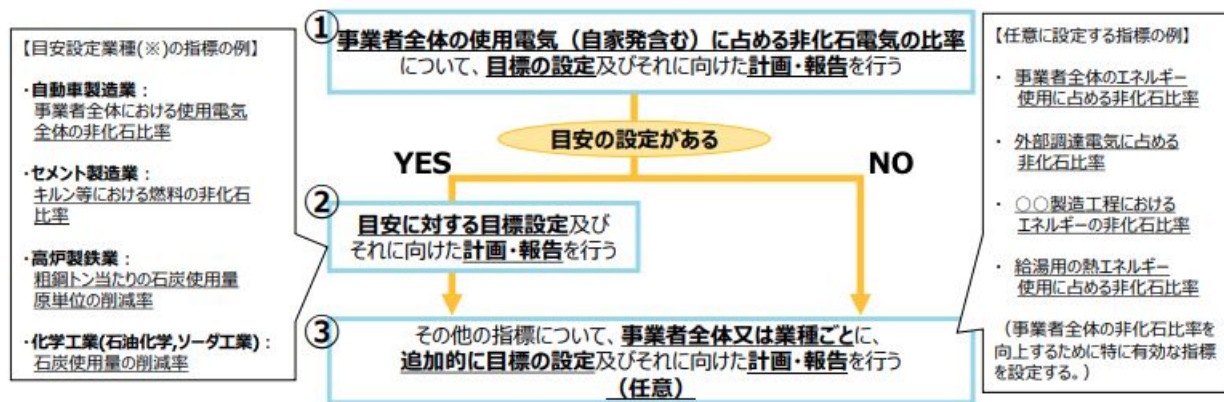
- 原油、揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）

## ■非化石燃料（化石燃料以外のもの）の例

副生ガス、副生油（原料からのものを除く）、黒液、廃タイヤ、廃プラスチック、不純アルコール、タールピッチ、油脂ピッチ、動植物油、脂肪酸ピッチ、廃油（再生重油を含む）、廃材、木屑、コーヒー粕、廃アルコール、水素、RDF（廃棄物固形燃料）、バイオマス由来燃料、アンモニア、合成燃料 等

# 非化石エネ転換目標の設定を義務化

- 1.2万社すべてに「非化石電気の割合」の目標設定、計画・報告を義務化
- 太陽光など自家発電分も含めた使用電気全体に対する割合



(出典：資源エネルギー庁 2022年度第4回工場等判断基準ワーキンググループ)

# 自家消費太陽光の計測も義務化

## 検討事項④：太陽光発電設備における電気使用量の測定方法

(1) エネルギーの定義

- 自家発太陽光発電設備における電気使用量の算定については、特定事業者において、その発電量を正確に計測していない場合がある。
- 今後、特定事業者に対して、発電量の計測を求めていくが、当面は、メーターを設置せずに、電力量を計測していない場合に限り、みなしでの算定も認めてはどうか。
- 具体的には、太陽光発電設備の定格出力<sup>※1</sup>に、設備利用率14.2%<sup>※2</sup>を乗じて電気使用量を算定することを認めてはどうか。

※1 太陽電池の合計出力とパワーコンディショナー（PCS）の出力のいずれか小さい方の出力とし、PCSを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とPCSの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値

※2 総合エネルギー統計の発電量と導入量から試算した使用した数値

# 主要5業種に転換目標の目安を設定

- 主要5業種(約2200社)に非化石エネ転換目標の目安案を提示
- 自動車製造業、製紙業、鉄鋼業、セメント製造業、化学工業

651

自動車製造業

233

製紙業

340

鉄鋼業

334

セメント業

714

化学工業

(輸送用機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、鉄鋼業、窯業・土石製品製造業、化学工業の合計 ※ 2022年7月時点。筆者集計)

出典) 資源エネルギー庁 2022年度第4回工場等判断基準ワーキンググループ 資料3

# 主要5業種の非化石エネ転換目標の目安

## セメント製造業

**2030年度**における、**焼成工程（キルン等）における燃料の非化石比率を28%**とする。

## 自動車製造業

**2030年度**における、**使用電気全体に占める非化石電気の割合を59%**とする。（外部調達分と自家発電分を合わせた数字）

## 化学工業 （石油化学・ソーダ工業）※1

主燃料を石炭とするボイラーを有する事業者については、**2030年度における石炭使用量を、2013年度比で30%削減**する。そうでない事業者については、外部調達電気の非化石比率を59%とする。

## 製紙業 （洋紙製造業・板紙製造業）※1

## 鉄鋼業 （高炉）※1

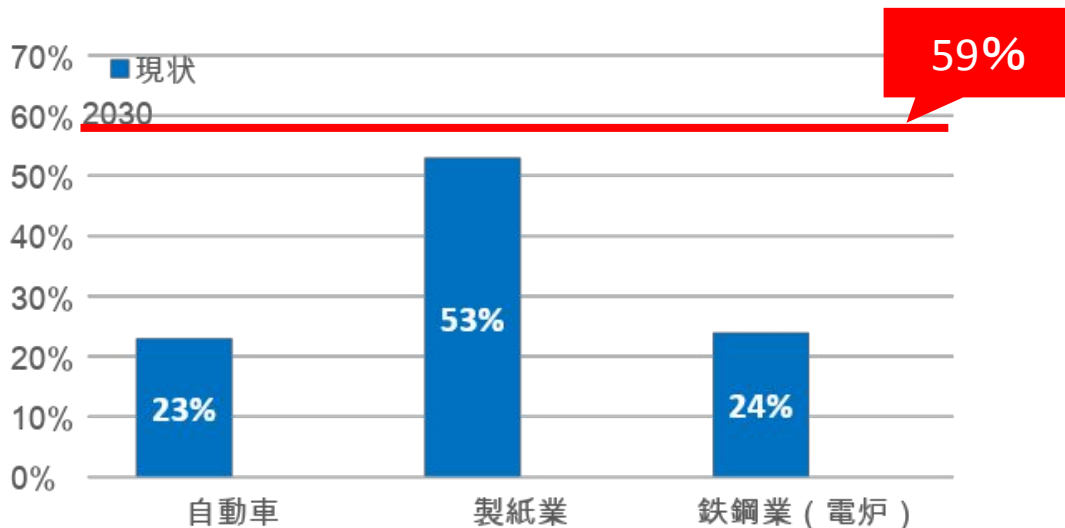
水素や廃プラスチック、バイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組により、**粗鋼トンあたり石炭使用量原単位を、2030年度において2013年度比2.0%削減**する。

## 鉄鋼業 （電炉普通鋼・電炉特殊鋼）※1

**2030年度**における、**使用電気全体に占める非化石電気の割合を59%**とする。（外部調達分と自家発電分を合わせた数字）

# 30年度の非化石エネ比率 59%

- 自動車製造業、製紙業、鉄鋼業は非化石の電力調達がメイン
- セメント製造業、化学工業は石炭からの転換



出典) 資源エネルギー庁 2022年度第4回工場等判断基準ワーキンググループ 資料3より作成

# 目標設定が義務は全員が対象

「非化石電気の割合」の目標設定義務化の対象

特定事業者  
1万2000社

目安なし

主要5業種  
2200社

目安あり


# 電気需要の「最適化」≠「平準化」

- 電力供給に合わせて需要パターンを変動させる「**デマンドレスポンス (DR)**」の実施を評価(補助金での優遇など検討へ)

項目	上げDR	下げDR	需給調整市場でのDR
概要	再エネ余剰時に電力需要を増加させるDR ※小売電気事業者と需要家との契約等	電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させるDR ※一般送配電事業者又は小売電気事業者と需要家との契約等	(余剰時・ひっ迫時に関わらず) 実需給断面で電力需給バランスを確保するために行われるDR ※需給調整市場で調達
主なDRの指令方法	小売電気事業者が、(アグリゲーター等を介して) 需要家に需要増加を指令する。	小売電気事業者又は一般送配電事業者が、(アグリゲーター等を介して) 需要家に需要抑制を指令する。	一般送配電事業者が、(アグリゲーター等を介して) 需要家に、必要な量の応動を指令する。
イメージ			

18

出典) 資源エネルギー庁 2022年度第4回工場等判断基準ワーキンググループ



# ご清聴ありがとうございました

Mail: [info@officesoto.com](mailto:info@officesoto.com)

Web: [officesoto.com](http://officesoto.com)

